



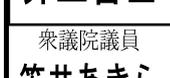
市議会議員
砂田喜昭
Tel 67-4322



衆議院議員
藤野保史



参議院議員
たけだ良介



参議院議員
井上哲士
衆議院議員
笠井あきら

水需要が減る 水道料金軽減に支援を

11月5日、6日に行われた日本共産党と富山県の交渉について続報をお知らせします。

(1) 受水単価と受水量の引き下げを

【要望】 受水単価の引き下げと協定水量の見直しを
求める。

【水道課】 県西部水道用水供給事業は高岡市、氷見市、射水市、小矢部市の4市に水道用水を供給している。前の受水協定を1年前倒しで改訂し、現在平成30年(2018年)から令和4年(22年)度までの5カ年の協定を結んでいる。現協定では供給水量を前協定より6%削減した。これはピーク時に比べると16%の減量で、市町村の負担軽減に努めてきたところである。今後も耐震化や老朽管更新などの経費が必要であり、人口減少や水需要の減少などよりいっそう厳しい経営環境にあるが、今後とも経営努力に努めて、次の協定締結にあたっては各受水団体の意見を聞きながら、適切に対処したい。

水需要 過大な見積りでないか

【砂田市議】 現在の協定水量はどれだけか。

【水道課】 10万6千トン余りだ。

【砂田市議】 境川ダムで11万5千トンということは、現在の倍になる。需要見通しで送水管をダウンサイジングしているときに、境川で倍の水を確保するのは過大すぎないか。

【水道課】 計画策定時(1973年)の見込みでダムの建設がされたものだ。

ダム建設費の負担 関西電力や洪水調節で

【砂田市議】 境川ダムは富山県をつくった多目的ダムではものすごい大きな規模である(表・多目的ダムの規模比較参照)。境川ダムでメリットを得ているのが関西電力でないか。境川発電所で高い落差を活用して効率的に発電をしている。ところが関西電力のダム建設費の負担はわずか4%だった(表・ダム建設費用負担割合参照)。関西電力のためのダムをつくるために、その建設費を私たち市民の負担させているのではないかという疑いさえ持つようになる。

(2) 水道施設の規模縮小を

【要望】 人口減少がすすむことから水道施設のダウンサイジングを進めること。

【水道課】 送水管更新について、全体延長44キロメートルについて平成27年(15年)度から計画的に更新工事に取りかかった。水需要の減少に合わせて、高岡市の国吉から東海老坂の5.8kmについて直径80センチから70センチにダウンサイジングする工事を行ってきた。今後とも工事費用の軽減に努める。

(3) 境川ダムの未利用水 水道料金への上乗せを止めよ

【要望】 境川ダム建設負担金を上水道に上乗せさせないこと。洪水調節、関西電力などに応分の負担を求めること。

【水道課】 水需要の長期的な見通しに基づいて境川ダムで19万立方メートルの水量を確保した。この内未利用になっている日量11.5万立方メートルについては、水不足になっても直ちに対応できないため、将来の水需要や将来の渇水、災害に備えるために必要な水源と考えている。この未利用水の暫定利用策について発電で活用できないか検討してきたが、採算性や水量、高低差に不足しているなどなかなか難しい。今後とも受水団体の意見を聞きながら暫定利用について検討したい。

境川ダムは県下最大の多目的ダム

境川ダム(1993年完成)は県下最大の多目的ダム(総貯水量5990万トン)で、子撫川ダム(1975年完成)は660万トン、宇奈月ダム(2000年完成)は2470万トン、いま建設に取りかかっている利賀ダムは3110万トンである。

発電は応益負担、その他は応能負担

多目的ダムの建設費の負担割合は、1952年

表. 多目的ダムの規模比較

	完成年	堤高 m	総貯水量 千トン	総事業費	上水道 供給量 日量
境川ダム	1993	115	59,900	385億円	19万トン
子撫川ダム	1975	45	6,600	60億円	6万トン
利賀ダム	未定	110	31,100		
宇奈月ダム	2000	97	24,700		

表. ダム建設費用負担割合

区分	河川	かんがい	水道用水	工業用水	発電	消流雪 用水
負担率	16.7%	26.3%	21.9%	31.0%	4.0%	0.1%
金額 億円	64.3	101.3	84.3	119.4	15.4	0.4

そこで関西電力の負担を増やすとか、洪水調節に活用するとかして、水道料金への上乗せを止めさせることを検討してもらえないか。水が不足したらたいへんだといわれるが、小矢部市にとっては安い原価の自己水源があるので、子撫川ダムが渇水になって県企業局が給水量を絞ってくれば、高い水を買わなくてすむからたいへん助かる。境川ダムの使い方を見直して、高い水道料金を下げようにしてもらいたい。

(昭和27年)の「電源開発促進法」において基本が定められた。

その後、都市用水の需要が増加し、水力発電開発の緊急性が薄れるなどの環境変化を受けて、1967年(昭和42年)に、現在の分離費用身替わり妥当支出法に転換された。多目的ダムのような共同事業における費用負担の考え方は、大きく二つある。一つは、得られる効用に応じて負担する方法(応益負担)、もう一つは、負担する能力に応じて負担する方法(応能負担)である。多目的ダムのコストアロケーションにこれを適用すれば、

ば、応益負担であれば妥当投資額(発電)で、応能負担であれば身替わり建設費(都市用水)で、それぞれ按分して負担する。水力発電については火力や原子力による発電コストとの比較がなされて参加の妥当性や発電量が調節されるが、その他の用途に関しては、コストに応じて取水量を調整するような余地は想定されていない。現下の人口減少社会という環境変化をふまれば、この見直しも必要ではないか。



交渉する砂田市議
II 県議会第二委員会
会室、11月5日